

ふれあいひろば



川内村社会福祉協議会だより

第1号
令和4年3月1日発行

発行・編集

社会福祉法人
川内村社会福祉協議会
福島県双葉郡川内村下川内坂シ内133-5
TEL0240-38-3802

おかげさまで 法人化30周年を迎えました!!



目次

会長挨拶・令和4年度基本方針… 2
社会福祉協議会とは? …… 3
事業所紹介 …… 4～6

ふれあい・いきいきサロン紹介… 7
お知らせ …… 8



ふれあいひろば

社会福祉法人川内村社会福祉協議会

会長 遠藤 雄幸



日頃より、川内村社会福祉協議会の活動について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協議会は「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」を基本方針として、地域の皆様、関係団体の御協力をいただきながら、介護保険事業、地域包括支援センター運営、在宅福祉サービス、生活支援相談員による被災者支援、ボランティア活動の推進、共同募金事業、老人福祉事業、児童福祉事業等に取り組んでおります。近年は、少子高齢化、人口減少、多発する災害、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛に伴う行動変容等により、人と人とのつながりが希薄となり、地域住民のつながりや支え合いの関係を保つことが難しくなっております。

このような厳しい状況の中ではありますが、震災後、いったん壊れた地域のつながりの再生構築の推進

村民のお互い様の精神による相互扶助の充実
地域包括システム等を活用した高齢者を含む村民皆の生きがいづくりの推進

の三本柱を目標とし、川内村に住む誰もが孤独や孤立、排除や摩擦を感じることなく、健康で文化的な生活を実現できるよう、関係機関と連携しながら引き続き尽力してまいります。

令和4年度 川内村社協・基本方針

少子・高齢化の加速、家庭環境の変化、独居世帯、ひとり親世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなり、現状での社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じています。このような

制度のはざまに陥った人や地域でこまっっている人に対して支援をするのが社会福祉協議会の本旨であることから、一人も見逃さず支援体制を強化して取り組んでまいります。



制を強化して取り組んでまいります。

福祉事業を推進する 社会福祉協議会

民生児童委員、老人クラブはもとより各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するにあたり、共通して重点的に取り組む内容を重点施策として計画します。

地域福祉事業部門

社協の相談支援体制の充実を図るため、相談支援体制を構築し、多職種による連携や多機関の協働の取り組みが一層求められる中で、課題を必要な機関等に繋げ、多くの機関が関わる中、課題解決が導けるよう関係づくりを築きます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を人生の最後まで継続していくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援

が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて活動してまいります。



介護保険事業である「居宅介護支援事業」、「訪問介護事業」、「通所介護事業」

利用者及び家族の要望を把握したうえで、専門職として個々のニーズに答えられるサービス提供を目指します。また、利用者ご家族との信頼関係を大切にし、介護予防の観点も含め、要介護者及び要支援者が要介護状態の悪化を防止し、安心安全な在宅生活を継続できるようにサービスの提供に取り組みます。



社会福祉協議会とは？



社会福祉法に基づき、それぞれの都道府県、市町村に設置されている民間非営利組織です。

目的 地域福祉の推進

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現

福祉サービスや相談活動

ボランティア市民活動の支援

共同募金運動への協力

川内村社会福祉協議会の事業

地域福祉活動

- 心配ごと相談事業
- 福祉団体体育成支援事業
- 地域防災活動事業
- 子育てサロン事業
- 生活支援相談員配置事業
- < 受託事業 >
- 日常生活自立支援事業

高齢者支援

- ふれあい・いきいきサロン開催
- 生きがいと健康づくり支援事業
- 通所介護支援事業
- 訪問介護事業
- 居宅介護支援事業
- 福祉用具貸与事業
- < 受託事業 >
- 軽度生活援助事業
- 車いす同乗車輻貸出事業
- 介護予防サービス計画作成事業
- 要介護認定調査事業
- 応急仮設住宅地域高齢者サポート拠点管理運営事業
- 外出支援サービス事業
- 配食サービス事業
- 日常生活自立支援事業

障がい児者支援

- 心身障がい児者支援
- 車いす同乗車輻貸出事業

ボランティア

- ボランティアグループの育成
- 小中高校生のサマー体験
- ボランティア事業

児童・青少年／一人親世帯支援

- 母子寡婦福祉支援

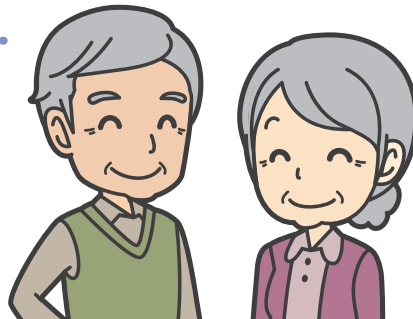
低所得者・避難者支援

- 生活援助資金貸付事業（法人）
- 災害見舞金給付
- フードバンク
- < 受託事業 >
- 生活福祉貸付事業



多職種連携

住民



介護保険等のサービス

生活困窮者自立支援事業

日常生活自立支援事業

生活福祉資金貸付

生活支援相談員

- 見守り・相談
- サロン活動



ホームヘルパー

地域包括支援センター

保健師

市町村職員

民生委員
児童委員

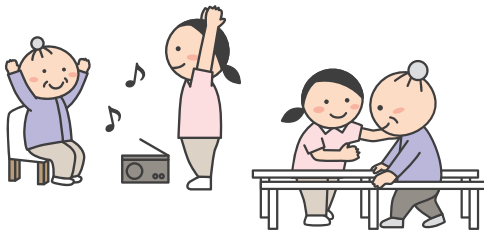
通所介護事業所

介護が必要な高齢者の方や、障がいのある方で、日常生活を送るうえで支障をきたしている方に対して、利用者の心身の機能向上、社会的孤立感の解消を図るとともに、ご家族の方の身体的・精神的負担の軽減も図り、本人と家族との福祉の向上を目指す施設です。



業務内容

- 送迎
- 健康チェック
- 入浴、排せつ、食事などの介助
- 日常生活訓練
- 体操・レクリエーション



通所介護事業所

☎0240-38-3810



訪問介護事業所

「訪問介護」とは介護を必要とされる方が、ご自宅で快適に生活が送れるように、資格を持った介護職員がご自宅へお伺いし、介護保険を利用しながら、身の回りのお世話や自立支援のためのサービスを提供させていただきます。住み慣れた場所で自分らしい暮らしをお手伝いします。

業務内容

生活援助サービス

調理・配下膳・洗濯・掃除



身体生活サービス

例) 入浴介助+風呂掃除

例) 着脱介助+洗濯・掃除

身体介護サービス

排泄介助・入浴介助・食事介助・自立支援



訪問介護事業所 ☎0240-38-3802

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所とは、在宅介護の相談窓口です。介護保険制度のひとつで、県の指定を受けた居宅介護専門員（ケアマネージャー）がいる事業所です。



業務内容

1. 利用者様の心身の状態や生活状況を把握します。
2. 状況を把握した上でケアプランを作成します。
3. サービス事業者等と連絡調整し、サービスが行なわれるよう仲介します。
4. 提供されるサービスの内容と成果を確認します。
5. 引き続き利用者様の状況の変化を把握し、実施するサービスの状況を管理します。



居宅介護事業所 ☎0240-38-3802

川内村地域包括支援センター ～高齢者のいろいろなご相談をお伺いします～

地域包括支援センターは、村から業務委託を受け、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせる村づくりをすすめるため、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から、高齢者やその家族をサポートしています。本人や家族、地域住民から受けたいろいろな相談事を、適切な機関と連携し解決に努めます。

業務内容

相談や悩みにお応えします

健康のこと、介護保険、その他、暮らし全般について何でもご相談ください。

健康づくりを応援します

介護予防や今の状態にあった健康づくりを応援します。

権利を守るお手伝いをします

高齢者虐待・消費者被害・成年後見制度についてご相談ください。

暮らしやすい村づくりをすすめます

高齢者の皆さんが暮らしやすい地域のネットワークづくりに取り組みます。



例えば…

- ① 近所の一人暮らし高齢者が最近閉じこもり気味で心配。
- ② 介護保険を利用したいけどどうしたらいいの？
- ③ これって振り込め詐欺？
- ④ 近所の高齢者が、虐待されているかもしれないけど、どうしたらいいの？



まずはお気軽に相談して下さい。

川内村地域包括支援センター

☎0240-38-3222

五社の杜サポートセンター ～生活支援相談員～



生活支援相談員は、震災後県内23市町村社会福祉協議会に配属され、現在は、村内全域の訪問や見守り活動、様々な相談を受け、関係機関などに繋ぐなどして、生活の自立に向けた支援を行っています。

業務内容

- 村内訪問活動
- サロン等の実施
- 村内配食サービス

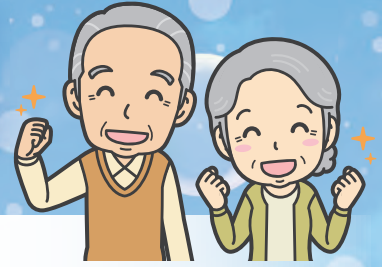
お会いした時は
お気軽に
声をかけてくださいね!



五社の杜サポートセンター

☎0240-25-8626

誰でも楽しく気軽に参加できる ふれあいいきいきサロン



サロンの 意義

1. 誰でも参加できる地域のコミュニティ。
2. 地域の皆さんが支え合いながら、集える場として取り組む。
3. 身体を動かし、声を出す、笑って帰っていただく事を目指す。

事業内容

1 区



◎音楽健康体操
生活リズム運動。

2 区 3 区



野菜は1日300g。
どのくらいかな？
タンパク質をしっかりと摂取。

4 区



◎脳トレーニング
間違っても大丈夫。
気付く事に意義があります。

5 区



◎軽体操
無理せず頑張ります。

6 区



◎二ギニギ音頭
血液の循環がよくなり、脳の活性化作用があります。

7 区



◎お手玉シートゲーム
数字が書いてある円形シートを
めがけて…。

8 区



◎お手玉運び
上手に運んでね。

講 話



双葉警察署の方々による交通安全
について、悪質商法の回避術につ
いて学びました。



誰でも
参加できますので
ご利用ください。
お待ちしております！

お知らせ

外出支援送迎サービス事業（村受託事業）

自家用車や公共の交通機関を利用することが困難な高齢者に対し送迎用の車両を利用した送迎サービス事業を実施しています。



送迎サービスの対象者

村内に居住し、自家用車や公共の交通機関を利用することが困難な方で、65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者夫婦のみの世帯の方

送迎サービスの内容

村内のサービスは医療機関、公共施設、買い物等。村外へのサービスは医療機関（富岡、小野新町、船引）のみ

配食サービス事業（村受託事業）

対象者

村内で生活する75歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯、および身体障がい者の方



配食回数

週1回（原則：水曜日昼食）



自己負担

1食200円

《事業のお問い合わせ先》

川内村保健福祉課：☎0240-38-2941

社会福祉協議会：☎0240-38-3802

あんしんサポート（日常自立支援事業）

あんしんサポートは、ご自身で何かを判断することに不安がある認知症高齢者や障がいのある方等が、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。



利用対象者

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が不十分な方

③書類等の預かりサービス

主なサービスの内容

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的金銭管理サービス

利用料

1回1時間あたり1,200円（1時間を超えると30分ごとに400円加算されます）
生活保護を受けている方は無料

福祉車両貸出サービス事業

高齢者・障がい者・知的障がい者であって、車椅子使用でなければ移動が困難である方へ貸し出します。

車いす貸出事業

車いすを緊急の時に無料で貸し出しをします。



《事業のお問い合わせ先》 社会福祉協議会：☎0240-38-3802